

# 観光まちづくり戦略ビジョン（素案）を策定しました

市観光まちづくり戦略会議（会長：二宮市長）では、市の総合計画、まち・ひと・しごと創性総合戦略に基づき、観光まちづくり戦略ビジョンの素案をまとめましたので、その概要をお知らせします。

## 戦略ビジョンについて

戦略ビジョンは、将来目指すべき方向性を多様な関係者が共有し、一貫性、一体性のある観光まちづくりを推進していくことを目的に作成したものです。

## 理念・あるべき姿

### 【理念】

『地域の文化を未来へとつなぐ』

歴史、文化、自然、風土など大洲市の地域固有の資源を保全し、民間事業者との協働で新たな価値を創造し、価値を高め、地域資源を徹底して観光まちづくりに生かすことで、地域に産業を根付かせ、地域経済の発展に寄与していくことを理念としています。

### 【あるべき姿】

多様な関係者が互いに連携し、理念に基づいた戦略ビジョンを実行していくことで「住む人も訪れる人も、働く人も心が豊かになる地域づくり」を目指します。

## 現状分析

SWOT分析（左表）により、機会を生かして強みを伸ばし、弱みや脅威を克服、回避する戦略をとることとしています。

	好影響	悪影響
内部環境	<b>強み (Strengths) 「積極的に活用できる強み」</b> ▼ 肱川がつくる自然美と体験 ▼ 数寄屋の名建築 臥龍山荘 ▼ 城下町に残る歴史的な町並みや大洲城 ▼ 瀬戸内の海の幸、大洲盆地の野菜 ▼ 周辺エリアに残る暮らしや風景 など	<b>弱み (Weaknesses) 「改善を必要とする弱み」</b> ▼ 観光まちづくり組織の弱さ ▼ 観光まちづくり専門人材の不足 ▼ インバウンド、観光客向けの宿泊施設不足 ▼ 地域の民間投資の弱さ ▼ 周辺市町との連携不足 など
外部環境	<b>機会 (Opportunities) 「追い風となる要素」</b> ▼ 観光立国の推進 ▼ インバウンドの地方部への増加 ▼ 2020東京五輪、2025大阪万博 ▼ 民間事業者の観光産業への投資熱の上昇 など ▼ せとうちDMOの誕生	<b>脅威 (Threats) 「逆風となる要素」</b> ▼ 国際情勢（東アジア） ▼ 災害の発生 ▼ 町並みを形成する町家の取り壊し ▼ 人口減少および税金などの歳入減 など

## ターゲットなど

### 【第1ターゲット】

欧米豪の旅慣れた旅行者

### 【第2ターゲット】

香港、台湾の旅慣れた旅行者

### 【第3ターゲット】

欧米豪に感化された日本人旅行者

### 【プロモーション】

せとうちDMOと連携して実施

### 主要事業（戦略プログラム）

#### 【地域DMOの形成確立】

▼ 一般社団法人キタ・マネジメン

#### トの形成・確立

▼ 観光関連施設指定管理

▼ 理者の連携・統合

▼ 市観光協会との役割

分担の調整

▼ 集客交流拠点施設

（大洲まちの駅あさ

もや、伊予大洲駅

観光案内所）の機

能充実 など

#### 【旧城下町エリアの町

並み保全と活用】

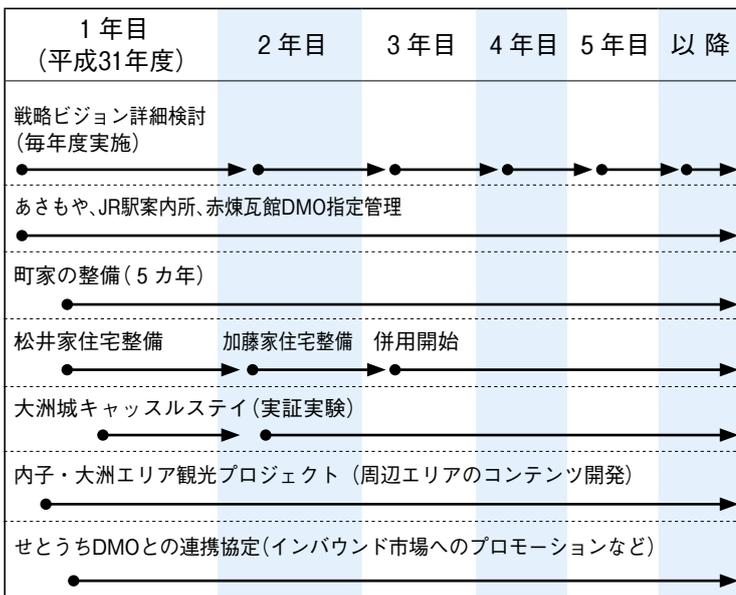
▼ 町家・古民家などの

歴史的資源の活用

▼ 大洲城キャスルス

テイの実証実験

など



【周辺エリア（長浜・肱川・河辺など）への波及】

▼ 長浜・肱川・河辺など周辺エリアでのコンテンツ開発

▼ 内子町との地域連携

本素案は、戦略ビジョンの骨格です。今後、地域内の関係者などにより詳細部分の検討を行います。

また、戦略ビジョン(素案)は市公式ホームページで公表しています。

大型連休の業務カレンダー

業 務	電 話	担 当	4 月				5 月							
			27(土)	28(日)	29(月)	30(火)	1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)	6(月)		
市役所窓口	パスポートの申請	24-1710	市民生活課	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
	住民票・印鑑登録証明書・戸籍などの交付	24-1710	市民生活課	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
	転出・転入届	52-1111	長浜支所	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
	戸籍届出(出生・死亡など)	34-2311	肱川支所	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
	戸籍届出(出生・死亡など)	39-2111	河辺支所	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	受付のみ	
会計事務(支払い・収納)	24-1712	会計課	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休		
市民サービスセンター(住民票・各種証明書の発行)	25-7001	市民生活課					休	休	休					
文化・観光	大洲市立図書館	59-4111	大洲市立図書館			休							休	
	大洲市立図書館長浜分館	52-1121	長浜分館			休	休						休	
	大洲市立図書館肱川分館	34-2319	肱川分館 ※休館中	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	
	大洲市立図書館河辺分館	39-2111	河辺分館			休	休						休	
	大洲市立博物館	24-4107	大洲市立博物館	※休館日は月曜日ですが、連休中は開館し、7日(火)を休館日とします。										
	大洲市民会館	24-4105	大洲市民会館	※休館日は月曜日ですが、連休中は開館し、7日(火)、8日(水)を休館日とします。										
	肱川風の博物館・歌麿館	34-2181	肱川風の博物館・歌麿館											
	鹿野川荘	34-2004	鹿野川荘											
	道の駅清流の里ひじかわ	34-2700	道の駅清流の里ひじかわ											
	業 務	電 話	担 当	27(土)	28(日)	29(月)	30(火)	1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)	6(月)	
体育施設	大洲市総合体育館	24-6255	大洲市総合体育館											
	八幡浜・大洲地区運動公園	23-5524	八幡浜・大洲地区運動公園											
	長浜体育館	24-1734	文化スポーツ課											
	その他体育施設	52-1111	長浜支所											
	学校体育施設(屋内運動場)	34-2311	肱川支所											
	学校体育施設(屋外運動場)	39-2111	河辺支所											
福祉	保育所・認定こども園・私立幼稚園	24-5718	子育て支援課	休	休	休	一時預かり事業またはファミリーサポート事業で対応予定	休	休	休	休	休	休	
	大洲愛育ホーム(児童発達支援)	23-2347	社会福祉課	休	休	休	休	休	休	休	休	休		
環境・衛生	ごみの収集	大洲地区	24-1710	市民生活課		休						休		
		長浜地区	52-1111	長浜支所	休	休					休	休		
		肱川地区	34-2311	肱川支所	休	休			休	休		休		
		河辺地区	39-2111	河辺支所		休	休		休	休		休	休	
燃やすごみの持ち込み ※通常業務時間 8:30~16:30	燃やすごみの持ち込み	26-1615	環境センター	8:30~正午	休						8:30~正午	8:30~正午		
	燃やさないごみの持ち込み ※通常業務時間 8:30~16:30	24-7053	不燃物埋立地(市民生活課)											
	水道に関すること	24-3753	水道課	※漏水や水道管破裂などのトラブル、開閉栓の申し込みは随時電話で受け付けます。										
業 務	電 話	担 当	27(土)	28(日)	29(月)	30(火)	1(水)	2(木)	3(金)	4(土)	5(日)	6(月)		

□…通常業務    ■…休み    ■…業務内容に制限あり    □…時間制限あり

※「ごみの収集」については、各「ごみ出しカレンダー」をご確認ください。

し尿のくみ取りの申し込みは、地区の担当業者に直接連絡してください。

4月10日(水)までに申し込みがあれば、連休までに収集可能です。

※4月27日(土)から5月6日(月)まで休み

担当地区	業者名	電 話
肱南・西大洲・久米・平野・南久米	(有)上石衛生社	24-2655
徳森(城・野久保・野田・土肥)・菅田・大川・柳沢・肱川・河辺	(有)大洲喜多衛生業共同企業体	26-0333
肱北・喜多(五郎5区・慶雲寺を除く)・平(市木)	(有)中村衛生社	25-6150
新谷・三善・五郎5区・慶雲寺・八多喜の一部・徳森(中山東・中山西・小鳥越・西松ヶ花)	(有)脇坂衛生	43-1861
上須戒・八多喜(表米津、湯の子の一部)・長浜	(有)青松興業	52-0472

## 【大洲喜多救急告示病院 診療日】

	4月				5月					
	27日(土)	28日(日)	29日(月)	30日(火)	1日(水)	2日(木)	3日(金)	4日(土)	5日(日)	6日(月)
	—	—	昭和の日	国民の休日	即位の日	国民の休日	憲法記念日	みどりの日	こどもの日	振替休日
大洲中央病院 ☎24-4551	一般 (救急)	一般 (救急)				一般	(救急)	(救急)	(救急)	一般
市立大洲病院 ☎24-2151			一般 (救急)	一般 (救急)						(救急)
加戸病院 ☎44-5500	一般				(救急)	一般				
大洲記念病院 ☎25-2022	一般			一般		一般 (救急)				
喜多医師会病院 ☎25-0535					一般					

※診療科および診療時間については、それぞれ事前にお確かめください。      …診療拡充分

## 【大洲喜多休日夜間急患センター】

4月	27日(土)	午後8時～午後11時
	28日(日)～ 30日(火)	午前9時～午後6時
5月	1日(水)～ 6日(月)	

大洲市東大洲 ☎23-1156

※休日や夜間に急に具合が悪くなった人の診療を行います。一般の夜間診療所ではありません。



**市内の診療体制**  
詳細は、市公式ホームページをご覧ください。  
<http://www.city.ozu.ehime.jp/soshiki/hokennenkin/31728.html>

## 【小児在宅当番医（日曜・祝日の当番医）】

4月	28日(日)	一次救急・夜間診療所※	八幡浜	0894-24-1199
	29日(月)	おおむら小児科	内子	0893-44-7117
	30日(火)	守口小児科※	八幡浜	0894-24-7770
5月	1日(水)	大洲ななほクリニック	東若宮	0893-25-7710
	2日(木)	山下小児科	宇和	0894-62-6801
	3日(金)	ごとう小児科	東大洲	0893-23-0510
	4日(土)	一次救急・夜間診療所※	八幡浜	0894-24-1199
	5日(日)	ごうお小児科	西大洲	0893-24-3936
	6日(月)	みかんこどもクリニック※	八幡浜	0894-20-8800

(診療時間：午前9時～午後5時 ※は午後6時まで)

小児在宅当番医での外科治療は対応困難のため、ケガの場合は、当日の救急病院をご利用ください。

大型連休中の診療について



## 男性の風しん抗体検査および定期予防接種のお知らせ

公的な風しんの予防接種を受ける機会がなかった男性を対象に、平成34年3月31日までの3年間、風しんの抗体検査ならびに定期予防接種を原則無料で行います。

**【対象者】** 昭和37年4月2日～昭和54年4月1日の期間に生まれた男性

※医療機関の混乱などを避けるため、平成31年度は、昭和47年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性へクーポン券（受診券）を郵送します。

### 【抗体検査および定期予防接種の流れ】

4月下旬に、大洲市から平成31年度の対象者へクーポン券を郵送します。このクーポン券を利用し、まず医療機関・健診会場などで抗体検査を受けることができます。

検査の結果、抗体が基準値以下の人は、医療機関で予防接種を受けることができます。

### 【注意事項】

▽抗体検査を受ける際は、必ずクーポン券と本人確認書類（運転免許証・健康保険証など）を持参してください。

▽抗体検査の結果、予防接種を受ける際は、必ずクーポン券・本人確認書類（運転免許証・健康保険証

など）・抗体検査結果通知を持参してください。

▽クーポン券はそれぞれの自治体で発行します。大洲市から転出した場合は、市発行のクーポン券は使用できません。また、大洲市へ転入した場合、他の市町村発行のクーポン券は使用できませんので、再発行が必要となります。

▽抗体検査・予防接種を実施できる医療機関については、クーポン券に同封します。

### 【窓口でのクーポン券発行】

下記の人はクーポン券を大洲市保健センターで発行します。

▽昭和37年4月2日～昭和47年4月1日の期間に生まれた男性で、平成31年度に抗体検査・予防接種を希望する人

▽大洲市へ転入して、転入前の市町村で抗体検査・予防接種を受けていない人

### 【問い合わせ先】

大洲市保健センター ☎23-0310  
長浜保健センター ☎52-3055  
肱川保健センター ☎34-2340  
河辺保健センター ☎39-2113

子ども医療費助成を拡充します

平成31年6月診療分から、第3子以降の小・中学生に加えて、第1子・第2子の小・中学生についても通院医療費を助成します。

【対象児童】

大洲市に在住し、健康保険に加入している第1子・第2子の小中学生

【請求手続き】

県内・県外の医療機関ともに、「健康保険証」を窓口に提示し、医療費の自己負担分を支払った後、1カ月分まとめて受診した月の翌月以降に、保険年金課または各支所にて請求してください。原則として請求の翌月に保護者の口座へ振り込みます。

【助成内容】

区分	自己負担割合	自己負担額に対する助成額
通院医療費	3割	歯科診療費を除く1カ月あたり3,000円を超える額
歯科診療費		全額 ※歯科矯正などの自費診療分は除く



【請求に必要なもの】

- ▽領収書
- ▽対象児童の保険証
- ▽保護者の認め印
- ▽保護者の口座番号が分かるもの

【請求受け付け開始日】

7月1日(月)

【問い合わせ先】

- 保険年金課 ☎24-1713  
 長浜支所 ☎52-1113  
 肱川支所 ☎34-2311  
 河辺支所 ☎39-2111

5月は赤十字運動月間です  
～赤十字社活動資金にご協力ください～

日本赤十字社では、国内外で災害や事故などが発生した場合、ただちに医療救護班を派遣し、災害救護活動や国際救護活動、国内外の医療・福祉活動などを行っています。

このような活動が行えるのは、日頃から資金協力をしているみなさんに支えられているからです。みなさんのご支援、ご協力ありがとうございます。

今年も、5月に区長各位などを通じて活動資金の募集を行いますので、ご支援、ご協力をお願いします。区に未加入の人や法人、職域などは、社会福祉課、または長浜・肱川・河辺の各支所で受け付けますので、よろしくお願いします。

平成30年度の「活動資金」  
**578万1,458円**  
 ご協力ありがとうございました。

【問い合わせ先】 社会福祉課 ☎24-1715

被災者生活再建支援制度の  
受付期間を変更します

被災者生活再建支援金申請のうち、愛媛県独自の特別支援金について、受付期間を次のとおり変更します。

【変更前】

	受付期限
基礎支援金	平成31年8月4日
加算支援金	平成31年8月4日
県独自の特別支援金	平成31年3月31日

【変更後】

	受付期限
基礎支援金	平成31年8月4日
加算支援金	平成31年8月4日
県独自の特別支援金	<b>平成31年8月4日</b>

※居住する住宅の解体を予定している世帯については、相当の期間を要するため受付期間を1月から3月末まで延長していました。今回、さらに時間を要する状況のため、受付期間を再延長します。

【問い合わせ先】

社会福祉課障がい福祉係 ☎24-1758

## 国民健康保険からのお知らせ

### 【国民健康保険の届け出はお済みですか】

国民健康保険の変更届は、変更があった日から14日以内に世帯主が届け出ることになっています。自動的に変更されることはありませんので、保険年金課または各支所の国保の窓口で必ず手続きをしてください。

加入の届け出が遅れると、国民健康保険の加入資格を得た日までさかのぼって保険税を納めなければなりません。また、その間の医療費は全額自己負担となります。脱退する届け出が遅れると、保険税（料）を二重に支払ってしまうこともあります。

### こんな時は、必ず14日以内に届け出を

	こんな時	届け出に必要なもの
国保に加入する時	ほかの市区町村から転入してきた時	転出証明書、印鑑
	職場の健康保険を脱退した時	職場の健康保険を脱退した証明書、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者から外れた時	被扶養者でなくなった証明書、印鑑
	子どもが生まれた時	保険証、母子健康手帳、印鑑
	生活保護を受けなくなった時	保護廃止決定通知書、印鑑
	外国籍の人が加入する時	在留カードなど
国保を脱退する時	ほかの市区町村に転出する時	保険証、印鑑
	職場の健康保険に入った時	国保と職場の健康保険の両方の保険証（後者が未交付の場合は加入したことを証明するもの）、印鑑
	職場の健康保険の被扶養者になった時	
	国保の被保険者が死亡した時	保険証、死亡を証明するもの、印鑑
	生活保護を受けるようになった時	保険証、保護開始決定通知書、印鑑
	外国籍の人の出国（転出）時	保険証、在留カードなど
その他	市内で住所が変わった時	保険証、印鑑
	世帯主や氏名が変わった時	
	世帯を分けたり、一緒になったりする時	
	修学のため、別に住所を定める時	保険証、在学証明書、印鑑
	保険証をなくした時 (あるいは汚れて使えなくなった時)	印鑑、(使えなくなった保険証)

※すでに国保の保険証が交付されている場合は、必ず持参してください。

※届け出には、運転免許証・パスポートなど顔写真付きの公的証明書およびマイナンバー通知カードなどが必要です。

【問い合わせ先】 保険年金課 国保係 ☎24-1713      長浜支所地域振興課 ☎52-1113  
 肱川支所地域振興課 ☎34-2311      河辺支所地域振興課 ☎39-2111

健康増進法の一部改正に伴う受動喫煙対策の強化

健康増進法の一部改正により、受動喫煙対策が強化され、1月24日に第1弾が施行されました。今後も、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックへ向け、段階的に施行されます。

【改正の趣旨】

- ▽「望まない受動喫煙」をなくす
- ▽受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者などに特に配慮
- ▽施設の類型・場所ごとに対策を実施

【第1弾（1月24日施行）】

- ▽国、地方公共団体の責務に関する事項
- ▽関係者の協力に関する事項
- ▽喫煙をする際の配慮義務に関する事項
- ▽喫煙場所を設置する際の配慮義務に関する事項

【第2弾（7月1日施行）】

- ▽学校・病院・児童福祉施設など、行政機関（第1種施設）
- ↓敷地内禁煙

※屋外で受動喫煙を防止する措置が取られた場所に、喫煙場所を設置することができません。

【第3弾（平成32年4月1日施行）】

- ▽旅客運送事業自動車・航空機
- ↓禁煙
- ▽その他の多数の人が利用する施設

設、旅客運送事業船舶・鉄道（第2種施設など） ↓原則屋内禁煙  
※個人の自宅、ホテルの客室など居住の用に供する場所は除く。

経営判断により、次のいずれかを選択

- ① 屋内禁煙
- ② 喫煙専用室設置
- ③ 指定たばこ専用喫煙室設置
- （②③は20歳未満立入禁止）

▽喫煙目的施設（室）…喫煙を主目的とするバー・スナック、公衆喫煙所など

↓喫煙可

【既存飲食店に関する経過措置】

既存の経営規模の小さい飲食店（個人または中小企業かつ、客席面積100平方メートル以下の飲食店）は、喫煙可能な場所（喫煙可能室）である旨の掲示により、店内での喫煙が可能です。ただし、喫煙可能場所へは、客・従業員ともに20歳未満は立ち入れません。

【問い合わせ先】

愛媛県保健福祉部健康増進課  
☎089（912）2400  
大洲市保健センター  
☎0310

平成31年度公益財団法人榊山教育振興会助成事業

公益財団法人榊山教育振興会は、市内における教育・文化・スポーツなど、豊かな人間性をかん養することを目的とする事業に対する助成を行っています。

平成31年度の助成事業内容が決定しましたのでお知らせします。

【事業内容および助成先】

- 1 大洲市内に所在する公立高等学校、中学校及び小学校に対する図書、備品、設備等の寄贈（定款第4条第1号）  
▽図書・備品寄贈（市内公立高等学校）

- 2 大洲市内に所在する公立の学校が主催又は参加する文化、体育行事の協賛及び後援（定款第4条第2号）  
▽全国大会等出場補助（市内公立高等学校）

- 3 この法人の設立主旨から適当、有益と判断される教育関係団体等に対する助成、寄附、寄贈等（定款第4条第3号）  
▽青少年海外派遣事業助成  
▽大洲市立図書館図書寄贈  
▽科学体験フェスティバル助成  
▽大洲ジュニアトライアスロン大会開催助成  
▽親と子のコンサート開催助成  
▽大洲自然科学教室助成  
▽講演会開催助成  
▽大洲歴史文化教室助成  
▽県指定無形文化財振興事業助成  
▽大洲市スポーツ少年団助成  
▽大洲少年少女合唱団助成



## 中小企業者などの防災対策への支援制度

市では、市内の中小企業・小規模事業者が自ら行う浸水対策への支援を行います。

### 【補助対象者】

次のすべてを満たす事業者が対象です。

- ▽市内に事業所を有する中小企業・小規模事業者で常時雇用する従業員が10人以上
- ▽事業実施後も引き続き市内で事業を営んでいる
- ▽事業活動による売り上げについて、税務申告を行っている
- ▽納期の到来した市税に滞納がない
- ▽過去に浸水、または浸水する恐れのある区域に所在する事業所など

### 【対象事業および対象経費】

- ▽防水壁（防水板）設置など、施設内への止水対策工事に必要な経費
- ▽排水ポンプの購入および設置に必要な経費
- ▽施設内の機械、備品などを浸水から守るためのかさ上げに必要な経費

### 【補助率】

補助対象経費の2分の1以内

### 【補助金額】

1事業者に対し上限3000万円以内

### 【注意事項】

- ▽複数の事業の組み合わせも可とします。
- ▽防災対策の強化を図るものとして、事業継続計画（BCP）を策定または改定することとします。
- ▽平成30年7月豪雨以降に着手した事業も対象とします。
- ▽平成34年2月末までに事業完了するものを対象とします。
- （各年度2月末までに完了予定）
- ※申請書の様式は市公式ホームページに掲載しています。



### 【申請・問い合わせ先】

商工産業課 ☎24-1722

## 住まいの耐震化・アスベスト含有調査費用の補助について

### 住まいの耐震化 補助金

地震が発生した場合、古い木造住宅は非常に危険です。市では、木造住宅の耐震診断・改修にかかる費用の一部を補助しています。

#### 耐震診断

#### 【対象となる住宅】

昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅で、2階建て以下、延べ床面積が500㎡以下のもの  
※構造が一定の要件を満たす工法

#### 【補助金額（次のうちどちらか）】

- ▽補助制度…耐震診断にかかる費用の3分の2以内で4万円を限度
- ▽派遣制度…評価手数料（3,000～9,000円程度）のみ個人負担

#### 耐震改修

#### 【対象となる住宅】

上記の耐震診断を受け、耐震改修工事が必要と判断されて、地震に対して安全な構造となるように工事を行う住宅

### 【補助金額】

- ▽耐震改修設計…3分の2以内で20万円を限度
- ▽耐震改修工事…費用のうち120万円を限度
- ▽工事監理…3分の2以内で4万円を限度
- ※耐震改修工事に直接関係しないリフォームなどは対象外

### 建築物アスベスト含有調査 補助金

#### 【対象となる調査】

吹付けアスベストなどが施工されている恐れのある建築物で、アスベスト含有調査を行うもの

#### 【補助金額】

- ▽調査にかかる費用以内で、1棟につき25万円を限度

※各補助金は予算がなくなり次第終了となります。  
※補助金支給を希望する際は、事前にご相談ください。

【問い合わせ先】 都市整備課 ☎24-1719

## 平成31年度の予算規模

区 分		当初予算	対前年度比(%)	
一 般 会 計		286億1,000万円	3.1	
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険	53億9,491万円	△2.1	
	国民健康保険診療所	1億1,187万円	△11.2	
	後 期 高 齢 者 医 療	6億2,748万円	△1.7	
	介護 保険	介護保険勘定	52億8,069万円	1.7
		介護サービス勘定	4,628万円	17.0
	簡 易 水 道 事 業	2億6,207万円	△3.4	
	港 湾 施 設 事 業	712万円	△7.0	
	土 地 取 得 造 成	8,020万円	39,604.0	
	住宅新築資金等貸付事業	225万円	△40.6	
	農 業 集 落 排 水 事 業	1,923万円	△84.4	
	公 共 下 水 道 事 業	10億 165万円	△20.2	
	温 泉 事 業	902万円	5.7	
	商 業 集 積 施 設 管 理	316万円	0.0	
	工 業 用 地 造 成 事 業	2億 460万円	皆増	
特別会計 計		130億5,053万円	△1.0	
企 業 会 計	水 道	20億7,080万円	△3.4	
	工 業 用 水 道	2,534万円	△22.6	
	病 院	43億2,101万円	△3.2	
	企業会計 計		64億1,715万円	△3.4
合 計		480億7,768万円	1.0	

### 商 工 費



- ▽中小企業が行う浸水対策費用の一部を助成します。(6,000万円)
- ▽市指定文化財「旧松井家住宅」を改修します。(1億7,128万円)
- ▽町家・古民家を活用するために改修する費用の一部を助成します。(1億5,960万円)

### 教 育 費



- ▽学校施設の改築を行います。(13億8,748万円)
- ▽総合体育館の施設を改修します。(1億7万円)
- ▽「こども発達支援室」を設置し、心身の発達に心配のある子どもや家族への支援の充実を図ります。(509万円)

### 消 防 費



- ▽消防詰所の改築を行います。(2,308万円)
- ▽小型動力ポンプ積載車などを更新します。(5,807万円)
- ▽消防団に救助用ボートやチェーンソーを配備します。(741万円)
- ▽大洲消防署川上庁舎の耐震化費用を負担します。(3,854万円)

### 土 木 費



- ▽市道の改良を行います。(3億2,450万円)
- ▽街路若宮東大洲線の改良工事を行います。(1億5,100万円)
- ▽木造住宅の耐震改修費用を助成します。(1,560万円)

### 災 害 復 旧 費

- ▽平成30年7月豪雨災害で被災した施設を復旧します。(10億6,151万円)

# 平成31年度 一般会計当初予算・主要施策

平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興と、災害に強い活力ある住みよいまちづくりを実現するための施策に取り組みます。

## 総務費



- ▽消費税率引き上げに合わせて、低所得者・子育て世帯向けのプレミアム付商品券を発行します。(3億9,242万円)
- ▽移住・定住支援のため、空き家の改修や住宅取得などの経費の一部を助成します。(2,847万円)
- ▽市内循環バス「ぐるりんおおず」の運行経費を助成します。(5,710万円)

## 衛生費



- ▽災害廃棄物仮置場の復旧工事を行います。(2億7,000万円)
- ▽肱川橋北観光トイレを整備します。(2,814万円)

## 民生費



- ▽仮設住宅などへの巡回訪問などによる相談支援を行い、豪雨災害被災者の生活再建を支援します。(2,236万円)
- ▽小中学生の通院医療費助成を拡充します。(1億861万円)
- ▽新規に開設する病児保育施設の開設費用を助成します。(4,999万円)

## 農林水産業費



- ▽6次産業化・農商工連携を促進する事業を実施します。(455万円)
- ▽認定農業者などの第1次産業従事者が機械・施設を整備する経費の一部を助成します。(1,007万円)
- ▽有害鳥獣による被害防止対策を実施します。(8,827万円)

## 一般会計の構成

